

■安全衛生関係の主要な手続

(1)労働者死傷病報告・事故報告

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ(までに) 【時期】
労働者が労働災害その他就業中、又は事業場内、附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業(4日以上)したとき	所轄の労働基準監督署へ提出	労働者死傷病報告(様式23号) 安衛則97条1項	死亡、休業したときは、できるだけ早めに
上記の場合で、休業4日未満のとき	所轄の労働基準監督署へ提出	労働者死傷病報告(様式24号) 安衛則97条2項	1～3月分は4月末日、4～6月分は7月末日、7～9月分は10月末日、10～12月分は翌年1月末日まで
<p>1 事業場又はその付属建設物内で次の事故が発生したとき</p> <p>① 火災又は爆発 ② 遠心機械、研削といしとの他の高速回転体の破壊 ③ 機械集材装置、巻上げ機、索道の鎖又は索の切断 ④ 建設物、付属建設物、機械集材装置、煙突、高架そう等の破壊</p> <p>2 ボイラー(小型ボイラーを除く)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故。</p> <p>3 小型ボイラー、第一種圧力容器及び第二種圧力容器の破裂の事故</p> <p>4 クレーン(つり上げ荷重が0.5未満のものを除く)の次の事故が発生したとき</p> <p>① 逸走、倒壊、落下又はジブの破損 ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断</p> <p>5 移動式クレーン(つり上げ荷重が0.5未満のものを除く)の次の事故が発生したとき</p> <p>① 転倒、倒壊又はジブの破損 ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断</p>	所轄の労働基準監督署へ提出	事故報告(様式第22号) 安衛則96条	事故発生後は、できるだけ早めに

<p>6 デリック（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき</p> <p>① 倒壊又はブームの折損 ② ワイヤロープの切断</p>			
<p>7 エレベーター（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき</p> <p>① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落 ② ワイヤロープの切断</p>			
<p>8 建設用リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき</p> <p>① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落 ② ワイヤロープの切断</p>			
<p>9 簡易リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき</p> <p>① 搬器の墜落 ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断</p>			
<p>10 ゴンドラの次の事故が発生したとき</p> <p>① 逸走、倒壊、落下又はアームの破損 ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断</p>			
<p>電離則42条1項各号に規定する事故のうちいずれかの事故が発生した場合</p>	<p>所轄の労働基準監督署へ提出</p>	<p>電離放射線事故報告 (様式任意) 電離則43条</p>	<p>できるだけ早めに</p>
<p>放射線漏れ事故、被ばく限度以上の被ばく、誤って放射性物質の吸入・経口摂取、洗身等によっても放射線汚染を基準以下にできない及び傷創部放射線汚染等、これらの場合に実施した緊急診察で放射線障害若しくはその疑いがある放射線障害が生ずるおそれがある場合</p>	<p>所轄の労働基準監督署へ提出</p>	<p>放射線障害発生報告 (様式任意) 電離則44条</p>	<p>できるだけ早めに</p>